

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	改正前
(予算の執行等に関する知事の権限の専決) 第4条 (略) 2 知事は、支出負担行為をする権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ <u>部局長</u> 、課長又は課長補佐に専決させる。 3 知事は、長期継続契約を締結する権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ <u>部局長</u> 、課長又は課長補佐に専決させる。 4 (略)	(予算の執行等に関する知事の権限の専決) 第4条 (略) 2 知事は、支出負担行為をする権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ <u>副知事</u> 、 <u>部局長</u> 、課長又は課長補佐に専決させる。 3 知事は、長期継続契約を締結する権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ <u>副知事</u> 、 <u>部局長</u> 、課長又は課長補佐に専決させる。 4 (略)
(精算の確認) 第126条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。 (1) (略) (2) <u>交際費</u> 、 <u>新潟学園に入所する児童に係る経費</u> 、 <u>犯罪の捜査に要する経費</u> 、 <u>企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費</u> 、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金（以下「 <u>高速道路通行料金</u> 」という。）並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの（前号に掲げるものを除く。） 3・4 (略)	(精算の確認) 第126条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。 (1) (略) (2) <u>交際費</u> 、 <u>犯罪の捜査に要する経費</u> 、 <u>企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費</u> 、 <u>電気</u> 、 <u>ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費</u> 、 <u>日本放送協会に対し支払う受信料</u> 、 <u>高速自動車国道の通行に係る料金</u> （以下「 <u>高速道路通行料金</u> 」という。）並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの（前号に掲げるものを除く。） 3・4 (略)
(資金前渡の範囲) 第131条 (略)	(資金前渡の範囲) 第131条 (略)

2 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 新潟学園に入所する児童に係る経費

(6) (略)

(7) (略)

(資金前渡の限度額)

第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1)～(4) (略)

(5) 新潟学園に入所する児童に係る経費 1月分の予定額として需用費、役務費及び扶助費の合計3万円

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

2 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、新潟学園に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

第219条 財務現金取扱員、交際費、新潟学園に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

2 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(資金前渡の限度額)

第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

第219条 財務現金取扱員、交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

(補助金等の額の確定の特例)

第224条 知事が決定した負担金、補助金及び交付金に係る額の確定（増額して確定する場合を除く。）は、所掌する部局長に専決させる。

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
1 (略)	(略)				(略)
2 給料	全額				全額
3 (略)	(略)				(略)
4 (略)	(略)				(略)
5 (略)	(略)				(略)
(略)					
11 委託料	全額	(略)	(略)	(略)	
工事請負費に 進ずる 委託料	5億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
建設工 事に関 する委 託料 (略)	全額 (略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
13 工事請負 費	5億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
(略)					
15 備品購入 費 (略)	7,000 万円 未満 (略)	(略)	(略)	(略)	
16 負担金、 補助及び交 付金 補助金 (子ど も・子 育て抛 出金に	(略) 全額	(略)	(略)	(略)	

(補助金等の額の確定の特例)

第224条 知事が決定し、又は副知事が専決した負担金、補助金及び交付金に係る額の確定（増額して確定する場合を除く。）は、所掌する部局長に専決させる。

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
1 (略)	(略)				(略)
2 (略)	(略)				(略)
3 (略)	(略)				(略)
4 (略)	(略)				(略)
5 削除					
(略)					
11 委託料	2,000 万円 未満	(略)	(略)	(略)	
工事請負費に 進ずる 委託料	4億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
建設工 事に関 する委 託料 (略)	3,000 万円 未満 (略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
13 工事請負 費	4億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
(略)					
15 備品購入 費 (略)	3,000 万円 未満 (略)	(略)	(略)	(略)	
16 負担金、 補助及び交 付金 補助金 (子ど も・子 育て抛 出金に	(略) 3,000 万円 未満	(略)	(略)	(略)	

係るものを除く。) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
18 補償、補填及び賠償金	150万円以下(賠償金に係るものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任		専決 次長
		委	任	
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 給料	(略)	全	額	全 額
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

備考 (略)

別表第4 (第4条関係)

費目	専決区分	部局長	課長	課長 補佐
1 報酬				(略)
2 給料				(略)
3 職員手当等				(略)
4 共済費				(略)
5 災害補償費				(略)
6 恩給及び退職年金				(略)
7 削除				
8 報償費			(略)	(略)
9 旅費				(略)
10 交際費			(略)	
11 需用費 食糧費			(略)	(略)
12 役務費 広告料		100万円以上	(略)	(略)
13 委託料		1,000万円以	(略)	

係るものを除く。) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
18 補償、補填及び賠償金	100万円未満(賠償金に係るものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任		専決 次長
		委	任	
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 削除				
(略)				

備考 (略)

別表第4 (第4条関係)

費目	専決区分	副知事	部局長	課長	課長 補佐
1 報酬					(略)
2 給料					(略)
3 職員手当等					(略)
4 共済費					(略)
5 災害補償費					(略)
6 恩給及び退職年金					(略)
7 削除					
8 報償費				(略)	(略)
9 旅費					(略)
10 交際費				(略)	
11 需用費 食糧費				(略)	(略)
12 役務費 広告料			100万円以上	(略)	(略)
13 委託料		2,000	1,000	(略)	

	上								
	工事請負費に 準ずる委託料	3億円以上 5億円未満	(略)			万円 以上	万円 以上 2,000 万円 未満	(略)	
	建設工事に関 する委託料	2,000万円以 上	(略)			4億 円以 上5 億円 未満	3億 円以 上4 億円 未満	(略)	
	(略)		(略)			3,000 万円 以上	2,000 万円 以上 3,000 万円 未満	(略)	
14	使用料及び賃借 料		(略)	(略)				(略)	(略)
15	工事請負費	3億円以上 5億円未満	(略)			4億 円以 上5 億円 未満	3億 円以 上4 億円 未満	(略)	
16	原材料費		(略)					(略)	
17	公有財産購入費	7,000万円未 満				3,000 万円 以上 7,000 万円 未満	3,000 万円 未 満		
18	備品購入費	500万円以上 7,000万円未 満	(略)			3,000 万円 以上 7,000 万円 未満	500万 円以 上 3,000 万円 未 満	(略)	
	(略)		(略)					(略)	
19	負担金、補助及 び交付金	1,000万円以 上	(略)				1,000 万円 以上	(略)	
						補助金（法令 又は条例の規 定により交付 基準が定めら れているもの （医療に関す るものに限 る。）及び子ど も・子育て拠	3,000 万円 以上 5,000 万円 未 満	1,000 万円 以上 3,000 万円 未 満	<u>1,000</u> <u>万円</u> <u>未</u> <u>満</u>

(略)		(略)	(略)
20 扶助費		(略)	
21 貸付金	1,000万円以上	(略)	
(略)		(略)	
22 補償、補填及び賠償金	150万円以下 (課長に専決させるものを除く。)	(略)	
(略)		(略)	
23 償還金、利子及び割引料		(略)	
24 削除			
25 積立金	1,000万円以上	(略)	
26 寄附金	100万円未満		
27 公課費			(略)
28 繰出金	全 額		

備考

1～4 (略)

5 支出負担行為の金額を変更する場合には、変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、それ以外のときは変更前の額についてそれぞれこの表を適用する。ただし、知事の決定を経た事件に係る支出負担行為の変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部局長に専決させるものとし、この表を適用しない。

<u>出金に係るものを除く。</u> (略)			(略)	(略)
20 扶助費			(略)	
21 貸付金	3,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	(略)	
(略)			(略)	
22 補償、補填及び賠償金	100万円以上 200万円未満	100万円未満 (課長に専決させるものを除く。)	(略)	
(略)			(略)	
23 償還金、利子及び割引料			(略)	
24 削除				
25 積立金	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	(略)	
26 寄附金	10万円以上 100万円未満	10万円未満		
27 公課費				(略)
28 繰出金		全額		

備考

1～4 (略)

5 支出負担行為の金額を変更する場合には、変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、それ以外のときは変更前の額についてそれぞれこの表を適用する。ただし、知事の決定を経た事件及び副知事に専決させた事件に係る支出負担行為の変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部局長に専決させるものとし、この表を適用しない。

6～9 (略)

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)	
4 予算の執行に係る規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	財政課長
(略)	

備考 (略)

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(工程表及び請負代金内訳書)

第3条 (略)

2 (略)

3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることができる。

4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

5 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

6～9 (略)

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)	
4 予算の執行に係る規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	総務管理部長
(略)	

備考 (略)

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(工程表及び工事費内訳書)

第3条 (略)

2 (略)

3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する工事費内訳書の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和3年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課の令和2年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理するものとする。

県民生活・環境部震災復興支援課	県民生活・環境部県民生活課
福祉保健部福祉保健課	福祉保健部福祉保健総務課
〃 医務薬事課	〃 地域医療政策課
〃 基幹病院整備室	〃 〃
〃 健康対策課	〃 感染症対策・薬務課
産業労働部創業・経営支援課	〃 地域医療政策課
〃 産業振興課	〃 感染症対策・薬務課
〃 商業・地場産業振興課	〃 健康づくり支援課
	産業労働部地域産業振興課
	〃 創業・イノベーション推進課
	〃 地域産業振興課